

事業系ごみ搬入規制の強化について

1. 現状

事業系ごみの焼却施設への搬入については、平成 28 年 4 月からリサイクルできる古紙類の受入制限をしており、事業系ごみの適正排出及び排出抑制に一定の効果が見られているところである。

しかしながら、本年 4 月に環境省が公表した平成 29 年度の一人一日あたりのごみの量では、県内 40 市町村中 38 位と低迷しており、そのうち家庭系ごみが同 25 位、事業系ごみが同 39 位となっている状況から、事業系ごみが特に多く、ごみ減量に向けた大きな課題となっている。

事業系ごみが他自治体に比べ特に多い原因は、産業廃棄物やリサイクルできる資源物の混入など、分別が徹底されていない状況にあることが一因と考えている。

2. 搬入規制強化の目的と内容

こうした現状を踏まえ、更なる適正排出の徹底を図ることを目的として、焼却施設への搬入規制の強化を行うこととし、古紙類に限らず、産業廃棄物疑いや分別不十分なまま持ち込まれたものについても、受け入れを制限することとする。

〈規制対象〉古紙類、産廃疑いのもの(不燃・大型)、資源物の混入

3. スケジュール

・7 月～9 月(周知期間)

一般廃棄物処理業許可業者向け説明会を開催

許可業者を通して、排出事業者へ市から文書でお知らせ

協定締結団体を通して、排出事業者へ市から文書でお知らせ

・10 月～11 月(試行期間)10 月 1 日開始予定

初回は注意してチラシ配布、2回目以降持ち帰り指導

・12 月～(本格実施)

4. 事業者向け説明資料「事業所から出るごみの出し方について」

別添配布のとおり

展開調査による実例

産廃疑いの例

金属くず

廃プラスチック類

ガラス・コンクリート・陶磁器くず
が混入している。

不燃ごみとして持ち込まれたもの



産廃疑いの例

繊維くず又は廃プラスチック類に
あたる大量の畳が持ち込まれてい
る。

大型ごみとして持ち込まれたもの



資源物の混入の例

不燃物として持ち込まれ中に、かん
やペットボトルといった資源物が
大量に混入している。

※従業員の飲食に伴わないもので
あれば、産廃の疑いもある。



不燃ごみとして持ち込まれたもの